

公務員の給与改定の勧告に当たって

人事院総裁談話（平成21年8月11日）

- 1 本日、人事院は、国会及び内閣に対し、公務員給与の改定を勧告しました。

本年は、厳しい経済・雇用情勢が民間の給与に反映されたことを受けて、公務と民間の給与比較において、月例給、特別給のいずれも公務が民間を上回っていることが明らかになりました。そのため、月例給について、俸給表の引下げ改定を行うとともに、自宅に係る住居手当の廃止を行うこととしました。また、特別給（ボーナス）についても、年間で0.35月分引き下げることとしました。これらにより、職員の年間給与は平均で15.4万円（2.4%）引下げという厳しい内容の勧告となっています。

なお、時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえて、超過勤務手当の支給割合等について所要の改定を行うこととしました。
- 2 高齢期の雇用問題について、雇用と年金の連携を図ることは公務と民間の共通の課題です。公務において、公務能率を確保しながら65歳まで職員の能力を十分活用していくためには、年金支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当であると考えます。

その条件を整えるため、今後、総給与費の増大を抑制するための給与制度の見直しや、組織活力及び公務能率を高めるための人材活用方策などの諸課題について、早急に検討を進めていく必要があります。
- 3 近時、公務員の不祥事や行政運営の破綻により、国民の公務及び公務員に対する信頼は大きく損なわれました。公務員が高い士気の下、誇りを持って職務を遂行していくには、その前提として、公務員に対する国民の信頼が不可欠であります。公務員倫理の確立や信頼回復のため、これまで様々な取組が行われてきましたが、公務員の不祥事や非効率な行政運営をめぐる問題はなお跡を絶たず、また、公務員における自己改革も十分に実を上げているとは言えず、誠に残念ながら、信頼回復は未だ道遠しという状況にあります。

人事院としては、全体の奉仕者として高い専門性を持って職務を遂行するという職業公務員制度の基本を生かしつつ、制度及び運用の一体的な改革を進めるとともに、併せて、公務員が使命感を持って全力で職務に取り組むよう意識改革を徹底することが肝要であると考えます。

公務員諸君においては、全体の奉仕者として公共のために全力で尽くすという公務員の原点を改めて思い起こし、国民の公務に寄せる期待と要請にこたえるべく、一層職務に精励されることを強く期待します。とりわけ、幹部公務員には、その職責の重さ、その行動が公務や公務員の信頼に与える影響の大きさを十分自覚して、公務員の意識改革と行政運営体制の改革に率先して取り組まれることを切に望みます。

- 4 本年は月例給及び特別給の引下げという厳しい勧告となりましたが、公務員の給与を、人事院勧告により、情勢適応の原則に基づき、経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して決定することは、国民の理解を得られる適正な給与水準を確保するものとして定着しており、また、全国津々浦々で、国民生活の維持・向上、生命・財産の安全確保等の職務に精励している職員の努力や実績に的確に報いるとともに、行政運営の安定に資するものであります。

国民各位におかれては、人事院が行う勧告の意義と、行政各部においてそれぞれの職務を通じ国民生活を支えている多くの公務員が在ることについて、深いご理解を賜りたいと存じます。